

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,415人」を「7,450人」に改め、同条第2号中「34人」を「35人」に改め、同条第3号中「41人」を「42人」に改め、同条第4号中「24人」を「25人」に改め、同条第5号ア中「480人」を「490人」に改め、同号イ中「7,675人」を「7,734人」に改め、同条第6号中「17人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。